

共同研究契約書（案）

国立大学法人大分大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （1）「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、商標、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- （2）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
- イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
- エ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

- (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
- (3) 種苗法に規定する専用利用権
- (4) 第1項第2号イに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
- (5) プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
- (6) 第1項第2号エに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

5 本契約において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する別表第1に掲げる者及び第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、別表第1及び第4条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究内容

(3) 研究分担

別表第1のとおり

(4) 研究実施場所

大分大学 及び

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、契約を締結した日から平成 年 月 日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(実績報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について実績報告書を、本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究成果の概要

(3) 研究成果の今後の活用方法

(4) 研究経費の支出実績

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究経費を負担するものとする。

2 甲の負担に係る各年度の研究経費は、各年度における予算の成立をもって確定する。

(研究経費の納付)

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費のうち研究料、乙に係る直接経費及び間接経費を甲の出納命令役の発行する納入請求書により、平成 年 月 日までに納付しなければならない。

2 乙は所定の納付期限までに前項の研究料、直接経費及び間接経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(経理)

第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないもの

とする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納付された研究経費（研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通報しなければならない。

2 本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲又は甲に所属する研究担当者に帰属する。

3 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権をそれぞれの単独所有とし、単独で出願等（著作権及びノウハウを除く。第14条から第17条において同様。）の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権出願等の前にあらかじめ相手方の書面による確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

4 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を第2項の規定により甲がすべて承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。

5 乙は、本共同研究の結果生じた発明等を甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該発明等に係る出願等について、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途定めるものとする。

(外国出願)

第15条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権の出願等、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

(優先的实施等)

- 第16条 甲は、乙から本共同研究の結果生じた発明等であって第14条の規定により甲に承継された知的財産権（本条第2項に規定するものを除く。以下「甲知的財産権」という。）の実施を検討するための優先的な交渉権を得たい旨の通知があった場合には、当該甲知的財産権を出願した日から2年間（以下「優先的交渉期間」という。）当該実施に関し優先的に交渉する権利を許諾する。
- 2 甲は、乙から本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有知的財産権」という。）を優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願した日から5年間優先的に実施させることを許諾する。
- 3 甲は、乙から第2項に規定する優先的に実施させる期間（以下「優先的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新ができる。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第17条 甲は、甲知的財産権の乙による実施に係る契約が、前条第1項に規定する優先的交渉期間中又は優先的交渉期間終了日から6ヶ月以内に締結されなかったときは、乙以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該甲知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 2 甲は、乙が共有知的財産権を前条第2項及び第3項に規定する優先的实施期間中その2年経過後において正当な理由なく実施しないときは、乙の意見を聴取の上、第三者に対し当該共有知的財産権の実施を許諾することができるものとする。この場合、乙は、これに必要な書面による同意及びその手続を行う。
- 3 乙は、共有知的財産権について当該共有知的財産権を出願した日から、第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲及び乙は、事前に当該許諾の条件等について協議し、当該第三者との実施許諾契約を締結するものとする。

(持分の譲渡等)

- 第18条 乙は、第16条第1項に規定する優先的交渉期間中においては、甲に対して甲知的財産権の譲渡を申入れることができるものとし、別に定める譲渡契約により優先的交渉期間終了日から6ヶ月以内に行うものとする。この場合、乙は譲渡料を甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、共有知的財産権の持分を乙又は甲乙協議の上指定した者（以下「甲乙協議の上指定した者」という。）に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。この場合、乙又は甲乙協議の上指定した者は、甲に譲渡料又は実施料を支払わなければならない。
- 3 甲が、甲乙協議の上指定した者に対し、共有知的財産権の甲の持分を譲渡又は専用実施権等の設定を行った場合、本契約第16条、第17条、第19条及び第20条中「甲」とあるのは「甲乙協議の上指定した者」と読み替えるものとする。
- 4 甲及び乙は、第三者への共有知的財産権の持分の譲渡又は専用実施権等の設定に当たっては、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(実施料)

- 第19条 甲知的財産権を乙が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。
- 2 共有知的財産権を乙が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。
- 3 共有知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(特許料等)

- 第20条 甲及び乙は、共有知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）の費用負担については別途協議の上、共同出願等契約に定めるものとする。

(情報交換)

- 第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に、無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後速やかに相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

- 第22条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報及び本共同研究の研究成果（以下総称して「秘密情報」という。）について、別表第1の研究担当者、本共同研究を実施する上で必要な最小限の範囲の甲並びに乙の役員、被雇用者、**【必要により“学生”等も追加すること】**（以下総称して「関係者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該関係者がその所属を離れた後も含め秘密に保持する義務を、当該関係者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りではない。
- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知又は公用となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知又は公用となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前二項の有効期間は、第3条の本共同研究期間中及び研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

- 第23条 甲及び乙は、本共同研究完了（本条において相当期間経過後の研究中止の場合を含む。研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）から3ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第22条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、研究成果の公表等を希望する当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後すみやかに開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

- 第24条 甲乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者に対してその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、当該研究協力者に職務発明規程を適用させ、第14条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

- 第25条 甲は、乙が第8条第1項に規定する研究料、乙に係る直接経費及び間接経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 相手方が本契約に違反したとき

3 甲または乙に、重大な本契約違反その他の相互の信頼関係を著しく損う事由が生じたときは、相手方は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第26条 甲又は乙は、前条に掲げる事由により又は甲、乙、研究担当者若しくは研究協力者が故意若しくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第27条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第24条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第28条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えは、大分地方裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 大分県大分市大字旦野原700番地

国立大学法人大分大学

契約担当役 伊豆島 明 印

(乙)

印

別表第1（第1条, 第2条, 第4条, 第22条関係）

区分	氏 名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	研究代表者		
乙	民間等共同研究者		

別表第2（第7条, 第8条, 第10条関係）

(単位:円)

区分	直 接 経 費	間接経費	研 究 料	合 計
甲	0 円	0 円		0 円
乙	円	円	(432,000 円× 人) 円	円

別表第3（第11条関係）

区分	施設の名称	設 備			備 考
		名 称	規 格	数 量	
甲	大分大学	—	—	—	
乙		—	—	—	